

確定申告真っ盛り。今年の申告の注意点は？

本日、2月24日。確定申告真っ盛りの時期ですね。皆様はもう確定申告はお済みですか。申告が必要な方は、なるべく早めに準備をして、税務署に行くか、あるいは私どもまで資料をお持ち下さい。**資料不足のこともずい分ありますので**、できるだけ早めに準備をすることをお勧めします。

私どもでも、今ずい分と皆様の資料をお預かりして、事務所をあげて確定申告対応をしています。今年は何だかいつもの年より多いような気がします。世間では不況だの何だのと言っていますが、私どものお客様は元気のいい方が多いようです。それが私どもが一番の誇りでもあります。皆様、いつも本当にありがとうございます。

ということで、今年の確定申告にあたりまして注意すべき点や気がついた点などをまとめてみました。皆様の参考になれば幸いです。

(1) 確定申告が必要な方

確定申告が必要な方は、次のような方です。以外に忘れている方もいるかも知れません。再度、確認してみてください。

- ① 給与収入が2,000万円以上の方。
- ② 給与を2箇所以上からもらっている方。
- ③ 給与以外に年金収入などがある方。
- ④ 中途退職をして再就職していないため、年末調整をしていない方。
- ⑤ 個人事業や不動産賃貸業などを営んでいる方。
- ⑥ 報酬や原稿料、デザイン料などの事業所得に該当する所得がある方。
- ⑦ 不動産を譲渡した方。
- ⑧ ローンにより住宅を購入した方。
- ⑨ 贈与を受けた方。(住宅購入に際して。あるいは相続対策などによる贈与その他)
- ⑩ 株式を譲渡して、申告分離課税を選択している方。
- ⑪ 退職金をもらっている方。(分離課税ですが、申告した方が有利な場合があります)
- ⑫ 生命保険などの満期返戻金などがある方。
- ⑬ ゴルフ会員権を譲渡した方。
- ⑭ 医療費が10万円以上ある方。
- ⑮ 公的な寄付金を1万円以上している方。
- ⑯ 10万円以上の配当金がある方(年10万円以下申告不要ですが、申告した方が有利な場合があります。)

等々

(2) 今年的主要改正点

昨年と比べて変わった点は、主として下記のとおりです。

① 住宅ローン控除が7月から変更

6月までに居住した方は、ローン控除の期間が15年でした。7月以降居住は10年になっています。ただし、1年目から10年目までローン残高の1%控除できるので、この部分は改正前よりもよくなっています。

② 青色申告の事業所得者の場合、パソコン即時償却が3月末で終了

100万円未満のパソコンは一括償却できましたが、4月以降は廃止されました。

③ 株式譲渡、100万円特別控除制度の創設

昨年10月より、1年超保有の上場株式の譲渡につき、申告分離課税を選択した場合は、譲渡益から最高100万円の特別控除が受けられることになりました。

④ 申告書様式の変更

見た方はビックリされたかと思いますが、確定申告書の様式が全面改訂されました。A4版に統一されたこと、基本的にA様式とB様式の2種類になったことなどがあげられます。

⑤ 贈与税の基礎控除が110万円に増額

ご存知の方も多いと思いますが、贈与税の基礎控除額(贈与税がかからない範囲)が60万円から110万円に増額されています。その関係で、子供あるいは孫への住宅資金の贈与の非課税範囲が550万円(改正前300万円)に増額されています。

その他は、特に大きな改正はありません。今年はいちり変更のない年と言えますね。

(3) 確定申告注意点、知っておくと得することなど

① ローン控除・・・贈与に注意

今年も、私どもで最も多い申告はローン控除の申告です。というのも顧問先である不動産会社のお客様のローン控除を一手に引き受けているからです。したがって、ローン控除については相当のプロ(当たり前?)になっています。

今年目立つのは、夫婦で共有にしている場合の贈与の問題。ご主人がローンで全額借りているにもかかわらず、奥様が30%持分を持っていたりします。これは間

ティーエム・コンサルティング(株) 代表
税理士 北岡 修一

題ですよね。30%部分がご主人から奥様への贈与になってしまいます。贈与になれば当然贈与税がかかりますので、思わぬ負担が生じます。

この場合の対策は、錯誤登記で名義を戻すか、その30%部分を奥様がご主人に払っていくかです。ただし、奥様に収入がなければ支払うことはできませんので、それはアウトです。支払う場合でもきちんとその証拠(通帳に振込みなど)を残しておく必要があります。(どこの家庭も女房の発言力は強いということでしょうか...)

② 住宅取得資金の贈与ーローン控除とその後の贈与に注意

前述のように贈与税の非課税枠が増額されたため、今年の申告では父親などから贈与を受けて住宅を購入するケースが増えています。550万円までは無税で贈与を受けることができます。また、1,500万円までは低税率で贈与税を計算します。この場合の注意点は、贈与を受けた金額はローン控除の計算上、差し引くということ。すなわちローン控除の対象にはならないということです。

また、住宅取得資金の贈与特例は、5年分の基礎控除を先取りして使うため、非課税ということになっています。したがって、翌年以降4年間は贈与税の基礎控除はないこととなります。翌年以降4年間は贈与を行なわない方が賢明です。

③ 自宅を売って損をした場合

自宅を売って損をした場合は、その損は給与などの所得と相殺することができます。すなわち給与から引かれている所得税を取り戻すことができます。さらに、給与などと相殺しても損が残る場合は、その損は翌年以降3年間繰り越すことができます。ただし、いくつか条件があります。その中でも主な条件は、売却した自宅についてローン残高があったこと、新たにローンにより自宅を買い換えることなどです。

最近値下がりしている物件が多いですね。自宅を売る計画がある方で、損が見込まれる場合は、是非この損失繰越ができるよう、事前に検討してください。いつでもご相談に乗ります。

④ 事業所得者、不動産所得の青色申告

青色申告をしておくと、たとえば次のような特典があります。

1. 家族に払う給与を必要経費にできる。(特に上限なし)
2. 青色申告控除を受けることができる。帳簿の整備状態に応じて、10万円、45万円、55万円の3段階あり。
3. 損失が出た場合は、3年間繰越をすることができる。
4. 引当金を計上することができる。 等々

ティーエム・コンサルティング(株) 代表
税理士 北岡 修一

1、2、3は結構使えます。事業所得などがある方は、是非青色申告を申請して下さい。平成14年分から青色申告をする場合は、この3月15日までに届ければ適用することができます。

⑤ 白色申告でも専従者控除あり

事業所得や不動産所得の青色申告では奥様に給与を払うことができますが、白色でも額は決まっていますが奥様の給与を計上することができます。金額は一律86万円です。ただし、その場合は配偶者控除などが受けられなくなります。配偶者控除と配偶者特別控除の合計は76万円ですから、専従者控除の方が10万円高い、すなわち得になるということです。

⑥ ゴルフ会員権の譲渡

やはり最近多いのは、ゴルフ会員権の譲渡損による損益通算です。ゴルフ会員権譲渡で利益などはほとんど出ませんので、売ればほとんどの場合譲渡損が発生します。この譲渡損については、他の所得と相殺することができますから、給与などの源泉税の還付を受けることができます。

ただし、いくつかの注意があります。

1. ゴルフ場の倒産などにより、プレー権が消滅している場合。この場合にはゴルフ会員権は単に金銭債権の扱いになり、たとえ譲渡したとしても損益通算することはできません。
2. 倒産して紙くずになってしまった場合も、譲渡ではありませんので損失の損益通算はできません。
3. 運良く預託金の返還を受けられた場合、入会金分のお金は戻ってきませんが、この損は譲渡ではないので損益通算することはできません。でも、預託金が戻ってくるだけでも今の時代幸せですよ。
4. あまりにも安い価格で売った場合、たとえば会員権業者に支払う手数料よりも低い金額で譲渡した場合などは、若干問題があります。すなわち、税務署側としては譲渡したというよりも、業者にお金を出して引き取ってもらった、不当に税金還付を受けるために行なった行為ととらえる可能性があります。できれば、業者への手数料以上の金額で売るようにした方が良いでしょう。

⑦ 退職所得がある場合

基本的に退職所得は分離課税なので、申告しなくても構いません。ただし、定率減税の適用や所得控除の適用がある場合もありますので、その場合には申告した

方が有利になります。

また、多額の退職所得がある場合などは、同じ年に含み損のある不動産やゴルフ会員権を譲渡して、譲渡損と退職所得を相殺して税金還付を受けるなどの節税方法もあります。

⑧ 保険金の満期返戻金がある場合

この満期返戻金については、一時所得になります。これは結構忘れがちなので、保険の支払通知書などを必ず取っておくようにして下さい。所得になる金額は次の算式によります。

$$\text{（満期返戻金等の額－支払済み保険料の額－50万円）} \times 1/2$$

なお、確定申告を要しない給与所得者については、上記算式により算出した金額が20万円以下の場合、その所得を申告する必要はありません。

⑨ 給与の他、原稿料などがある場合

基本的には申告をする必要があります。ただし、確定申告を要しない給与所得者については、その金額が20万円以下であれば申告をする必要はありません。また、申告をする場合は、その収入にかかる必要経費を控除することができますが、領収証等がない場合は、経費を30%程度見て控除しても特に税務署から文句を言われることはないようです。(明文規定はありませんが)

⑩ 白色申告の概算経費

事業所得の白色申告の場合など、以前は収支明細書をつけずに、収入の40%を経費にするなど乱暴なやり方が認められていた時代がありました。ところが数年前から基本的に収支明細書を出すということになっていますので、このような概算経費は認められない(上記のような雑所得は別)ことになっています。

ただ、概算経費で申告しても文句言われない場合もあり、私どもとしても困っている部分もあります。ただし、やはり原則は原則でやっていきたいと考えています。

⑪ 医療費控除は家族の分も合算する

医療費控除は、生計を一にする親族のであれば一緒に合算控除することが可能です。この場合の親族とは、必ずしも控除対象配偶者や扶養親族になっていなくても構いません。共働きで奥様が扶養になっていなくても、奥様の分も含めてご主人の所得から医療費控除することができます。医療費は10万円以上ないと所得から控除することができないので、なるべく1人の人に集めた方が有利なわけです。

⑫ 寄付金はどんなものが控除対象になるか

寄付金控除はつぎのようなものが控除の対象になります。

1. 国や地方公共団体に対する寄付金
2. 公益法人などに対する寄付金で、一定のもの(赤十字など)
3. 政治資金規正法などで認められた「政治活動に関する寄付」
4. 学校法人などへの寄付。ただし、入学にかかわる寄付は対象にならない。

⑬ 振替納税制度だと1ヶ月資金繰りができる

所得税を口座振替で納付する制度があります。この制度を利用すると本来3月15日に支払うべきものが、1ヶ月位あとの4月中旬に税金が口座から引き落とされることとなります。あわてて窓口で納付する必要もありませんので、納税になる方は利用されるとよいと思います。

また、延納制度もあり、3月15日(振替納税は4月中旬)までに半分以上の税金を支払えば、残りは5月31日までに支払えばよいことになっています。

⑭ 個人でも消費税を申告する場合もある

消費税の申告は法人だけではありません。事業や不動産所得がある場合などで、年間3,000万円以上の収入になる場合は、消費税の課税事業者になります。ただし、3,000万円以上になった年の2年後から納税義務が生じます。したがって3,000万円以上になりそうな場合は、有限会社の設立なども視野に入れておいた方がよいでしょう。(有限会社は設立後2年間消費税の納税義務がありません。)

⑮ 住民税は忘れた頃にやってくる

住民税は前年の所得を対象に課税が行なわれます。平成13年度の所得に対する住民税は、平成14年の5月頃に納税通知書が届きます。13年は所得が多かったが、14年は少ないなどという場合は、住民税が後から来ることを考えておかないと資金がきつくなります。目安としては所得税の1/3位を考えておけばいいでしょう。その他、事業所得などが290万円を超えると事業税が後からかかってきます。

以上、とりあえず今年の申告で気づいた点などを書いてみました。以上の件に関してあるいはその他のことに関しても、いつでもご相談に応じさせていただきます。

このニュースレターを送っている方には、電話相談は無料で受けさせていただきますので、どうぞ遠慮なくご相談下さい。

以上